

岩手県告示第387号

岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者の指定（平成23年岩手県告示第103号）で告示した岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

平成23年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の指定の期間 平成23年4月1日から同年6月10日まで